

平成22年9月22日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成22年度9月期）

平成22年度9月期の交通安全対策特別交付金37,229,547千円について、9月22日交付決定し、各都道府県知事あて通知しました（市町村分については、各都道府県を通じて通知）。

なお、現金交付は9月29日の予定です。

連絡先

自治財政局交付税課 山谷補佐

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

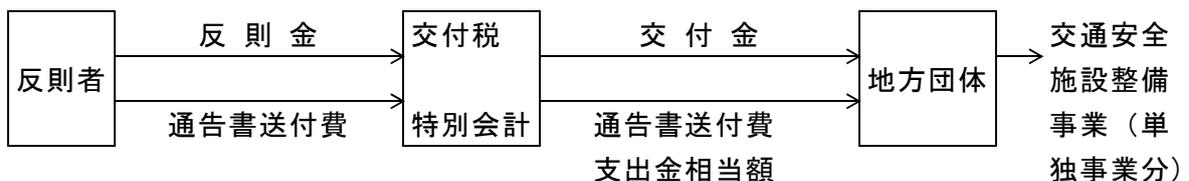
5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート



平成22年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	934	849
2 青森	255	127
3 岩手	278	139
4 宮城	301	333
5 秋田	228	113
6 山形	264	132
7 福島	445	221
8 茨城	558	279
9 栃木	398	199
10 群馬	536	269
11 埼玉	1,151	766
12 千葉	880	579
13 東京	2,032	1,016
14 神奈川	932	1,286
15 新潟	366	346
16 富山	221	110
17 石川	234	117
18 福井	154	77
19 山梨	186	92
20 長野	454	224
21 岐阜	403	201
22 静岡	692	729
23 愛知	1,248	1,061
24 三重	355	179
25 滋賀	255	127
26 京都	326	403
27 大阪	1,204	1,190
28 兵庫	930	729
29 奈良	234	115
30 和歌山	204	101
31 鳥取	102	51
32 島根	137	68
33 岡山	357	370
34 広島	425	424
35 山口	268	134
36 徳島	171	86
37 香川	275	137
38 愛媛	287	143
39 高知	146	71
40 福岡	850	950
41 佐賀	221	110
42 長崎	253	126
43 熊本	372	186
44 大分	250	125
45 宮崎	298	149
46 鹿児島	391	195
47 沖縄	221	109
合計	21,686	15,544

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。